

〈天録時評〉

全国一厳しい条例のはずが… 骨抜きにされた山口県の有害図書規制

検証・地方議会

地方自治の時代と言われて久しいが、それには地方議会の活性化が不可欠である。しかし、現実には議員活動への住民の関心は低く、自治体の職員は議員を見くびり、軽視している。行政の高度化、複雑化に議員がついていけず、少数の勉強熱心な議員を除けば、議会が行政のチェック機能を果たすことすら稀だ。多くの議会は、執行部との緊張関係すら失っている。そうした地方議会の課題を、昨年末の山口県議会でのやりとりから紹介し、議員の奮起を促したい。

県議と認識の隔たり

山口県の「青少年健全育成条例」が平成十八年に一部改正された。深夜における営業用個室への立入制限や深夜外出に関する規制を強化し、特に有害図書の規制について「命令に違反したときは三十万円以下の罰金または科料」という罰則規定まで設けた。

この条例改正を強く要望してきた岡村精二県議(自民党)は、「日本一の条例ができた」と胸を張ったが、それをつかの間、「その成果をコンビニや書店で見ることができない」として、昨年六月の県議会で県の対応を尋ねた。

有書図書類の区分陳列の基準は、条例の施行規則第三条の二に定めている。その中の一つに「包装などをし、棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に、図書類の手前に十センチメートル以上張り出すように仕切りの板を設けること」と規定している。この文面が意図するところは、「図書類を置く棚の最下段から十センチメートル以上離して、垂直に天井まで張り出した仕切り板を設ける」というのが、制定当時の岡村県議と担当課との共通認識だった。それを裏付けるように、県当局が作成した「山口県青少年健全育成条例のしおり」には、それを示す図(左上部のイラスト)が掲載されていた。

ところが、県下のコンビニエンスストアでは、そのような仕切り板を設けるところはなく、申し訳程度に「成人雑誌コーナー」であることを示す板でコーナーを囲っている程度にとどまっている。岡村県議が「条例どおりの指導がされていない」と疑問に思うのは当然であったが、新しく変わった担当職員からの回答は「条例違反ではない。私たちが条例どおりの指導をしている」という意外なものだった。

事務的な官僚答弁

その後の調べで分かったことは、コンビニや書店に県当局が立ち入り調査等を通じて指導している内容は「条例のしおり」に掲載された図とはまったく違うもの(下段図)だったのである。意図はともかく、職員は議員を騙したに等しい。

岡村県議は、十二月県議会で再度この問題を取り上げ、「施行規則の文章が、不具合であれば、早急に修正し、当初示した図とおりの指導をコンビニや書店にして頂きたい」「子供を有害情報から守るといふ大義さえしっかりしていれば、どんな改正もできるはず」と追及した。

これに対して、今村健康福祉部長は、「条例は、有害図書類が一定の場所に区分されていることを青少年等に認識させるため」「平成十八年の改正で、環境浄化の実効性を更に高めることとし、県の規則で、新たに区分陳列の具体的な基準を定めることとしたもの」「お尋ねの具体的な基準については、いずれも規則に定める基準を満たす方法を例示したもの」と規則の文面に違反していないことを強調し、「誤解を与えるような結果となったことについては、深くお詫び申し上げます」と形だけ詫言した。

おかあさんのたからもの

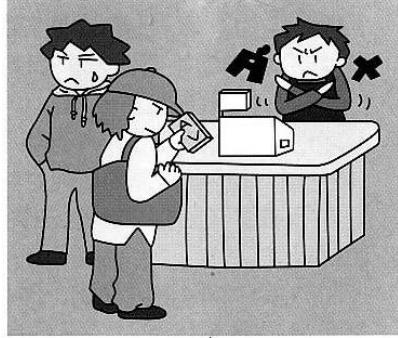
ながた まさひと

おかあさんに
「おかあさんのたからものはなに」ときくと
「まあくんととつちゃん」といいます
だから ぼくが
「おかあさんのいのちよりだいじ」とゆうと
おかあさんは
ぼくとおにいちゃんをだきしめて
「うん」といいます
ぼくはとってもうれしいんです

「1年1組せんせいあのお」鹿島和夫著より

「山口県青少年健全育成条例のしおり」より抜粋

- ※包括指定とは
- ・卑わいな姿態等を表した図画又は写真を掲載するページの数10以上又はページの総数の10分の1以上ある図書
 - ・映像が3分以上又は場面(静止画)の数が10以上の映像が固定されている物(ビデオテープ、CD、DVD等)



※卑わいな姿態等とは

衣服を脱いだ人の卑わいな姿態	性 行 為
○陰部・臀部を強調している	○性交
○排せつしている	○陰部・臀部を愛撫し、又はもてあそぶ行為
○緊縛されている	○強姦その他の陵辱行為
	○猥褻

100頁のヌード写真集に、卑わいな姿態の写真が9頁なら、有害図書に指定されず、子ども向け雑誌と一緒に陳列しても違反とはなりません。

